



当福障第1924号

令和3年12月15日

とうべつママの会 菅原 美香 様

当別町長 後 藤 正 洋

通学時の福祉サービス適用に関する要望書の回答について

令和3年11月30日付け文書で提出のありました、通学時の福祉サービス適用に関する要望書について、次のとおり回答します。

記

- 1 当別町外への通学時に係る福祉サービスの利用について、一切認められていないことについて
保護者の入院など、やむを得ない事情の場合は、一時的となりますが、移動支援（福祉サービス）が利用できる場合もありますので、ご相談ください。

- 2 通学時の移動支援事業（福祉サービス）が利用可能となる要望について
町外への通学支援については、充実させていく必要があると考えており、特に、冬期間の送迎に関して保護者の負担軽減に繋がる支援については大変重要な課題と認識しています。
支援の方法として、移動支援（福祉サービス）の拡充を行い「通学」についても支援対象にすることや、送迎バスの運行などの方法があることから、教育委員会部局とも連携を図り、調査・研究を行っていきます。

(福祉部介護課障がい支援係)